

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金の対象が追加されました

令和3年度住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯に加え、令和4年度、新たに住民税非課税世帯となった世帯を対象として給付します。

支給額

1世帯当たり10万円
※いずれかの給付1世帯1回限り。

対象世帯

令和3年度住民税非課税世帯

令和3年12月10日に旭市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯。

令和4年度住民税非課税世帯

令和4年6月1日に旭市に住民登録がある令和3年度住民税課税世帯で、令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯。

※すでに本給付金の支給を受けた世帯(辞退や未申請を含む)と同一世帯や、当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は

対象外。

家計急変世帯

申請日時点で旭市に住民登録があり、令和4年1月から9月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員の収入が住民税非課税相当と認められる世帯。

〈住民税非課税相当世帯とは〉

世帯全員の年収見込額(令和4年1月から9月の任意の1か月収入×12)が別表に示す額以下となる世帯。

※すでに本給付金の支給を受けた世帯(辞退や未申請を含む)

と同一世帯や、当該世帯の世帯主もしくは世帯員であった者のみで構成される世帯は対象外。

〈共通事項〉

次のいずれかに該当する場合

は、支給対象外になります。

○ 住民税が課税されている人の扶養親族(青色事業専従者、専業専従者を含む)のみの世帯

○ 令和3年12月11日以降の入国者、出生者

○ 租税条約の適用を受けている人がいる世帯

申請手続き

● 住民税非課税世帯

令和4年度給付に該当する世帯で、令和3年12月11日以降に転入や出生した人がいない世帯には、6月下旬に確認書が届いています。確認書に記載してある内容を確認し、必要事項を記入の上、同封されている封筒で返送してください。

世帯に未申告の人がいる場合

や、令和3年1月2日以降に転入した人がいる場合は、申請が必要ですが、申請書に必要事項を記入の上、申請してください。

確認書の返送期限/支給要件確認書の発行日から3か月以内

● 家計急変世帯

申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて申請してください。

〈共通事項〉

感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。

申請期限/9月30日(金)

申請書の入手方法/市役所、海上庁舎、旭市保健センター(旧飯岡保健センター)、干潟公民館、旭市社会福祉協議会に置いてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

※申請に関するくわしいことや不明な点は、問い合わせてください。

提出先/● 郵送の場合…〒28

申し込み・問い合わせ先

【別表】 住民税非課税相当限度額

扶養する親族の数	非課税相当限度額	
	収入額ベース	所得額ベース
0人	930,000円	380,000円
1人	1,378,000円	828,000円
2人	1,683,999円	1,108,000円
3人	2,099,999円	1,388,000円
4人	2,499,999円	1,668,000円
障害者、寡婦、ひとり親の場合 (右欄の額を超える場合は上欄を適用)	2,043,999円	1,350,000円

9・2595 旭市二の21

32 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当窓口(旭市役所社会福祉課内)

持参の場合…市役所1階 歴史を学ぶ場(平日 午前9時～午後4時)

申し込み・問い合わせ先

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当窓口(社会福祉課社会班内)

〒28

62・5376